

多摩川見晴らし公園周辺利活用事業に関する事業者を募集します！

川崎市はこのたび、都市公園法に基づく公募設置管理 (Park-PFI) 制度を活用し、多摩川見晴らし公園周辺に収益施設 (飲食店、売店等) を設置し、その収益から公園施設の整備や維持管理を行うとともに、多摩川を活かした更なる魅力向上の取組を行う事業者を5月19日 (火) から募集いたします。

本市では、令和2年度に策定した「パークマネジメント推進方針」等に基づき、公園緑地における効果的な民間活力導入に向けた検討を進めています。

多摩川見晴らし公園周辺においては、令和2年から行ってきた公園の活用に関する社会実験等のアンケート調査、民間事業者との意見交換の結果から、多摩川見晴らし公園に対する民間活力導入の有効性や地域ニーズが見込まれたことから、多摩川を活かした更なる魅力向上を図るため、本事業を実施するものです。

1 多摩川見晴らし公園の概要

- (1) 所在地 川崎市幸区幸町2丁目
567 - 1 ほか
- (2) 面積 約 5,594 m²
(うち市有地約 724 m²)
- (3) 公園種別 街区公園
- (4) 公園施設 公園灯、水飲み場、ベンチ
市内で唯一の船着き場 等

【位置図】



2 主な公募条件

- (1) 多摩川見晴らし公園周辺の魅力向上を図るため、事業者の方には、公募設置管理 (Park-PFI) 制度を活用し、公募対象公園施設 (収益施設) の整備・管理運営を行い、その収益により公園施設の整備及び維持管理を行っていただきます。
- (2) 事業期間は、最長 20 年間とします。
- (3) 事業者の方には、にぎわい創出の取組として多様な主体と連携し、船着き場等を活用したイベントの開催や情報発信などの取組を行っていただきます。
- (4) 事業者の方には、日常の公園全体の見回りやごみ拾い等を実施していただくことで、利用者の安全・安心や利便性・快適性の向上に向けた取組を行っていただきます。

3 スケジュール

令和8年5月19日 (火)	事業者募集の開始日
令和8年8月3日 (月)	公募設置等計画 (提案書) の提出締切日
令和8年9月 (予定)	審査の実施
令和8年9月 (予定)	審査結果の通知・公表
令和8年冬頃 (予定)	工事の着手
令和9年度中 (予定)	施設供用開始

※詳しくは募集要項等を御確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000186519.html>



【多摩川見晴らし公園周辺の写真】



多摩川見晴らし公園の様子

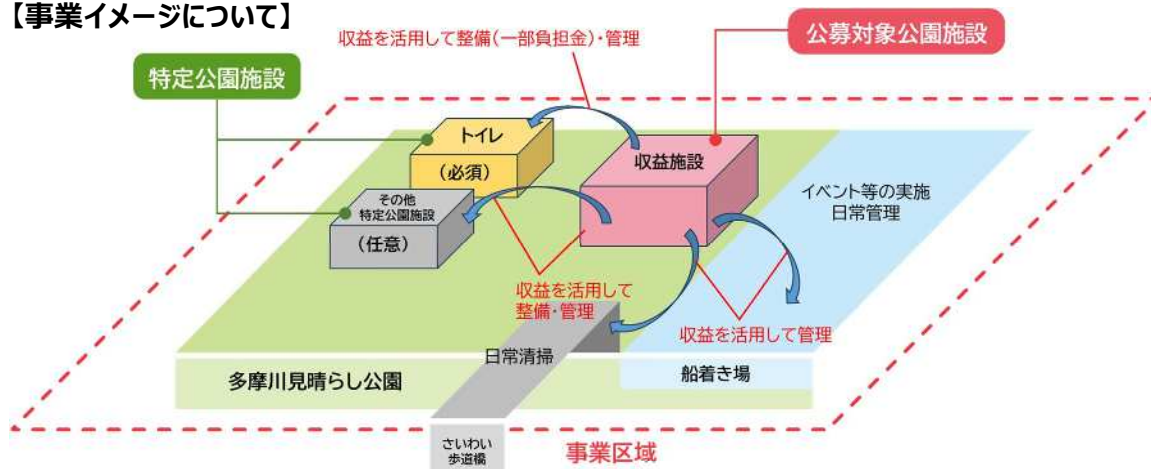


船着き場の様子



過年度の社会実験で実施したイベントの様子

【事業イメージについて】



Park-PFI 制度とは…

公園利用者の利便の向上に資する公園施設であって収益施設である施設（公募対象公園施設）の設置と、当該施設から生じる収益を活用し、その周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用する公園施設（特定公園施設）を一体的に整備・改修等を行う民間事業者を、公募により選定する制度です。

【公募対象公園施設】

飲食店、売店等の公園施設であって、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの

【特定公園施設】

園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの

【問合せ先】

川崎市建設緑政局緑政部みどり・多摩川事業推進課 坂
電話 044-200-0510（内線：39901）